

防府市立地適正化計画策定委員会設置要綱

平成30年4月12日制定

(目的)

第1条 この要綱は、人口減少など近未来の社会情勢に応じた都市構造への転換に向けた防府市立地適正化計画の策定に関する必要な協議を行うため、防府市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。
- 3 委員の任期は、防府市立地適正化計画の策定が終了する日までとする。

(職務)

第3条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 防府市立地適正化計画の策定に関すること
- (2) その他本市の都市計画に関すること

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長とする。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庁内検討部会)

第6条 委員会の運営に関し、庁内の連携を密にし、委員会の運営を補佐するため、委員会に庁内検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、別表 2 の職にある者をもって組織する。
- 3 部会に会長を置き、副市長をもって充てる。
- 4 部会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 7 条 委員会及び部会の事務局は、土木都市建設部都市計画課に置く。

- 2 事務局長は、都市計画課長をもって充てる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の目的を達成するため必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

区 分	人 数
学識経験者	4 人以内
民間団体	1 2 人以内
関係行政機関	2 人以内
公募	4 人以内

別表 2 (第 6 条関係)

副市長、土木都市建設部長、総務部長、総合政策部長、生活環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、地域交流部長、教育委員会教育部長
--